

○千葉県国土強靱化地域計画修正（素案） 第4章 計画の推進と進捗管理

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																				
56	基本計画との調和	<p><b>第4章 計画の推進と進捗管理</b></p> <p><b>1 施策の重点化</b></p> <p>3-7-4-2のプログラムについて、本県が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果の大きさや緊急度の観点から、1-6-20の重点化すべきプログラムを選定した。</p> <p>【重点化すべきプログラムにかかる起きてはならない最悪の事態】</p>	<p><b>第4章 計画の推進と進捗管理</b></p> <p><b>1 施策の重点化</b></p> <p>3-7のプログラムについて、本県が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果の大きさや緊急度の観点から、1-6の重点化すべきプログラムを選定した。</p> <p>【重点化すべきプログラムにかかる起きてはならない最悪の事態】</p>																																																																				
56	基本計画との調和	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">I. 人命の保護が最大限図られること</td> <td rowspan="5">1 直接死を最大限防ぐ</td> <td>1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td>1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td>1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td>1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</td> <td rowspan="2">2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</td> <td>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</td> </tr> <tr> <td>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</td> <td rowspan="2">3 必要不可欠な行政機能は確保する</td> <td>3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</td> </tr> <tr> <td>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">IV. 迅速な復旧復興</td> <td rowspan="2">4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</td> <td>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</td> </tr> <tr> <td>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">5 経済活動を機能不全に陥らせない</td> <td>5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への基本的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への基本的な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）</td> </tr> <tr> <td>5-4 食料等の安定供給の停滞</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</td> <td>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</td> </tr> <tr> <td>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</td> <td>6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止</td> </tr> <tr> <td>7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7-6 農地・森林等の被害による農土の荒廃</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止	IV. 迅速な復旧復興	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）		5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への基本的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への基本的な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）	5-4 食料等の安定供給の停滞		6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			7-6 農地・森林等の被害による農土の荒廃	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">I. 人命の保護が最大限図られること</td> <td rowspan="6">1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</td> <td>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</td> </tr> <tr> <td>1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</td> </tr> <tr> <td>1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</td> </tr> <tr> <td>1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</td> </tr> <tr> <td>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</td> <td>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</td> <td rowspan="4">3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</td> <td>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</td> </tr> <tr> <td>3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</td> </tr> <tr> <td>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</td> </tr> <tr> <td>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</td> <td rowspan="3">4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</td> <td>5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</td> </tr> <tr> <td>5-4 基幹的陸上・海上交通ネットワーク及び空港の機能停止</td> </tr> <tr> <td>5-6 食料等の安定供給の停滞</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">IV. 迅速な復旧復興</td> <td rowspan="2">6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧を図る</td> <td>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</td> </tr> <tr> <td>7 制御不能な二次災害を発生させない</td> <td>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	I. 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	5-4 基幹的陸上・海上交通ネットワーク及び空港の機能停止	5-6 食料等の安定供給の停滞	IV. 迅速な復旧復興	6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	7 制御不能な二次災害を発生させない	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態			7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）																																																																					
I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生																																																																					
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生																																																																					
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生																																																																					
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生																																																																					
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生																																																																					
II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止																																																																					
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足																																																																					
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下																																																																					
		4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止																																																																					
IV. 迅速な復旧復興	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態																																																																					
		5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）																																																																					
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への基本的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への基本的な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）																																																																					
		5-4 食料等の安定供給の停滞																																																																					
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止																																																																					
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止																																																																					
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止																																																																					
		7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生																																																																					
		7-6 農地・森林等の被害による農土の荒廃																																																																					
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）																																																																					
I. 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生																																																																					
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生																																																																					
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水																																																																					
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態																																																																					
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生																																																																					
		2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止																																																																				
II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足																																																																					
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下																																																																					
		4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止																																																																					
		5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下																																																																					
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止																																																																					
		5-4 基幹的陸上・海上交通ネットワーク及び空港の機能停止																																																																					
		5-6 食料等の安定供給の停滞																																																																					
IV. 迅速な復旧復興	6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止																																																																					
		7 制御不能な二次災害を発生させない	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態																																																																				
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大																																																																					

| | | (中略)

| (中略)

※ページ数は仮 |